② 技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート］の資格保有者。
③ ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）にあっては、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けていること。

⑵1 工事内容説明会を下記の要領で開催する。
① 開催予定日：平成27年11月６日（金）
② 場所：中日本高速道路株式会社　名古屋支社
③ 参加資格等：説明会に参加できる者は上記２の競争参加資格の要件を満足する者とし、参加人数は１者につき３名までとする。
④ 参加申し込み方法：工事内容説明会に参加を希望する者は、平成27年11月５日（木）正午までに書面（様式自由）により申し込むものとする。
⑤ 申込先：上記４⑴に同じ
⑥ その他：説明会の開催時間は追って通知する。

⑵2 詳細は入札説明書による。

6 Summary

⑴ Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵ Classification of the services to be procured : 41

⑶ Subject matter of the contract : Construction work of the Shin Meishin Expressway Kameyama-Nishi Junction Ramp Bridge (Steel Superstructure)

⑷ Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 13 November 2015

⑸ Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 17 December 2015. (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 17 December 2015)

⑹ The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺ Contact point for tender documentation : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Japan Tel. 052―222―1447

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 27 年 10 月 29 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1 工事概要等
⑴ 品目分類番号　41
⑵ 工事名　（修）上部工補強工事１―201
⑶ 工事場所　東京都港区六本木三丁目から千代田区霞が関三丁目まで
⑷ 工事内容　鋼桁橋等における恒久足場設置工、ＲＣ床版補強工、コンクリート片剥落防止工、き裂・腐食の補修・補強、支承取替工の施工
１）恒久足場設置工　約21,300㎡
２）ＲＣ床版補強工　約9,500㎡
３）コンクリート片剥落防止工（桁部）約3,800㎡
４）コンクリート片剥落防止工（脚部）約1,700㎡
５）き裂補修・補強工　1,367箇所
６）腐食補修・補強工　55箇所
７）支承取替・補修工　２脚（21基）
８）実施設計　一式
⑸ 工期　契約締結日の翌日から1350日間
⑹ その他
① 本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の対象工事である。
② 技術提案の範囲は、工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。

2 競争参加資格
⑴ 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑵ 首都高速道路株式会社における平成27・28年度の競争参加資格の「道路保全土木工事」に係る認定を受けている単体又は「道路保全土木工事」の認定を受けている２者で構成された共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、上記の競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶ 単体の場合は、平成12年度以降に以下に掲げる①ア、イ及びウのすべての施工実績（元請けに限る。）を有すること。共同企業体の場合、共同企業体の代表者及び構成員は、平成12年度以降に以下に掲げる②ア及びイの両方又はいずれかの施工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、代表者及び構成員の両者により②ア、イの施工実績をすべて有すること。また、代表者及び構成員は、②ウの施工実績（元請けに限る。）を有すること。施工実績については、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
① 単体
ア コンクリート構造物の繊維シート補強工事
イ 鋼道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚のき裂損傷に対する補修・補強工事
ウ 市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う工事（ここでＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。以下同じ。）
② 共同企業体の代表者及び構成員
ア コンクリート構造物の繊維シート補強工事
イ 鋼道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚のき裂損傷に対する補修・補強工事
ウ 市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う工事

⑷ 次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という）並びに設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成28年５月16日（月）を予定している。
① 主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。
ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）
イ 技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）
ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
エ 配置予定技術者のうち少なくとも１名又は２名で、平成12年度以降に次に掲げるすべての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
・コンクリート構造物の繊維シート補強工事
・鋼道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚のき裂損傷に対する補修・補強工事
・市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う工事
上記工事は平成12年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
② 監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。